

○大阪狭山市都市計画マスタープラン策定委員会規則

平成25年3月29日

規則第27号

改正 平成28年3月31日規則第4号

平成29年3月31日規則第7号

平成30年4月27日規則第12号

平成31年3月29日規則第6号

令和2年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、大阪狭山市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 別表第1に掲げる関係団体の代表者
- (3) 別表第2に掲げる職にある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内調整会議)

第7条 条例第2条第1号に規定する策定委員会の所掌事務の具体的事項に関して検討及び協議を行うため、策定委員会に庁内調整会議を置く。

2 庁内調整会議は、別表第3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 庁内調整会議に会長を置き、会長は、都市整備部長をもって充てる。

4 会長は、事務を総理し、庁内調整会議を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 庁内調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び庁内調整会議の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の

規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成２８年３月３１日規則第４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日規則第７号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年４月２７日規則第１２号）

この規則は、平成３０年４月２８日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日規則第６号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日規則第１３号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

大阪狭山市地区長会
大阪狭山市農業委員会
大阪狭山市商工会
大阪狭山市老人クラブ連合会
大阪狭山市婦人会
大阪狭山市子ども会育成連絡協議会
大阪狭山市身体障害者福祉協議会

別表第２（第２条関係）

防災・防犯推進室長
政策推進部長
総務部長
健康福祉部長
都市整備部長
市民生活部長
教育部長

こども政策部長

上下水道部長

消防長

別表第3（第7条関係）

都市整備部長

防災・防犯推進室室次長

政策推進部企画グループ課長

総務部財政グループ課長

健康福祉部福祉グループ課長

都市整備部都市計画グループ課長

都市整備部土木グループ課長

都市整備部公園緑地グループ課長

市民生活部市民協働推進グループ課長

市民生活部生活環境グループ課長

市民生活部農政商工グループ課長

教育部教育総務グループ課長

教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長

教育部歴史文化グループ課長

こども政策部子育て支援グループ課長

上下水道部経営企画グループ課長

消防本部予防グループ課長